

大学院履修及び進級等に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、関西医療大学大学院学則（以下「学則」という。）に基づき、本大学院における授業科目の履修、試験及び進級に関して、必要な事項を定める。

(授業科目の開設等)

第 2 条 授業科目は、必修科目と選択科目とする。

2 各年次において開講する授業科目、単位数、担当教員及び時間割は、当該年次の開始時に決定し、発表する。

(履修願)

第 3 条 学生は、選択科目から履修しようとする科目を予め選択し、次の期日までに所定の方法で履修登録をしなければならない。

(1) 前期：4月の定められた日

(2) 後期：9月の定められた日

2 本条第1項に定める手続きがなされた後の履修登録科目の変更、追加、削除等は、原則として認めない。

(履修の条件)

第 4 条 学生は、原則として、学則別表第1及び別表第2（授業科目）に従い、その年次に配当された授業科目を履修し、単位を取得しなければならない。

(単位授与)

第 5 条 学則第29条に基づき、第2条に定める授業科目の講義、演習、又は実習を履修し、試験に合格した者に所定の単位を与える。

(成績の評価)

第 6 条 前条により単位を授与された科目の成績評価の基準は次のとおりとし、C評価以上を合格とする。

S評価：100点～90点（到達目標を十分に達成し、極めて優秀である）

A評価：89点～80点（到達目標を十分に達成している）

B評価：79点～70点（到達目標を達成している）

C評価：69点～60点（到達目標を概ね達成している）

D評価：59点以下（到達目標を達成していない）

2 通年科目の成績については、後期に評価する。

(試 験)

第 7 条 試験は、定期試験、追試験、再試験及び単位認定試験とする。

2 試験は、試験科目及び期間又は期日を定めて行う。

(試験欠席届)

第 8 条 以下の理由で試験を受けることのできない学生は、当該授業科目の試験実施前又は試験日から1週間以内に、試験欠席届を大学教学部教務課（以下「教務課」という。）へ提出しなければならない。なお、第1号又は第2号の理由による欠席の場合は、試験欠席届に医師の診断書を添えるものとする。それ以外の理由の場合は任意形式の理由書を添えるものとする。

(1) 学校感染症で出席停止となった場合。

(2) 学校感染症以外による体調不良又は外傷等による場合。

(3) 裁判員制度・検察審査会制度による場合。

(4) 公共交通機関のトラブル（信号機の故障、濃霧、人身事故等）による場合。

(5) その他正当な理由と認められる場合。

(定期試験)

第 9 条 定期試験は、学期ごとに授業科目について、1回以上行う。ただし、授業科目により、平常の成績又はレポートの提出をもって、試験に代えることができる。

2 学生は、次の各号のいずれかに該当するときは、定期試験を受けることができない。

(1) 定期試験を受けようとする授業科目について、第3条第1項の手続きをしていないとき。

(2) 定期試験を受けようとする授業科目の授業時間数の3分の2以上の出席がないとき。ただし、演習・実験・実習もしくは実技については、5分の4以上の出席がないとき。

(3) 授業料等の学費を現に滞納しているとき

(4) 学則第46条に規定する懲戒処分を現に受けているとき。

3 試験において、不正行為があった場合、それまでの当該試験期間中に行われた試験は無効とし、以後の試験は受験させない。

(レポート)

第10条 前条第1項のただし書きに係るレポート提出については、次のとおりとする。

(1) レポートの課題、様式、提出期限及びその他の注意事項については、教務課から連絡する。

(2) 前条のただし書のレポートを定められた期日までに提出しなかった者は、当該科目を棄権したものとみなす。

(3) 前条第2項の規定により、受験資格を失った者のレポートは、これを受理しない。

(追試験)

第11条 病気、その他の理由で定期試験を受けることができず、第8条に定める手続きを行った者に対し、追試験を行う。

2 追試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに追試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 本条が定める追試験には、第9条第1項のただし書を準用することができる。

(再試験)

第12条 第6条第1項に定める成績がD評価である者に対して、再試験を行うことがある。

2 再試験を受けようとする学生は、所定の受験料を添えて、所定の期日までに再試験願を教務課へ提出しなければならない。

3 再試験の成績は、60点を上限とし、第6条第1項の規定に基づき、成績評価する。なお、この試験の追試験は、行わない。ただし、学校感染症により再試験を受験できない場合は、当該学生の当該科目の再試験日程を変更することがある。

4 第11条が定める追試験の再試験は行わない。

5 本条が定める再試験には、第9条第1項のただし書を準用することができる

(単位認定試験)

第13条 前年度において、定期試験及び追試験又は再試験で不合格となり単位を取得できなかった科目については、次年度において単位認定試験を行うこととする。

なお、当該試験の成績評価等については、前条に準ずることとする。

(修了)

第14条 修了は、学則第33条に定める修了の要件を満たした者について認める。

2 前項において、修了を認められなかった場合は、前項の要件を満たすまで原級に留まり、単位未取得科目を履修するものとする。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年6月20日から施行する

附 則

1. この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日入学生より適用する。

附 則

1. この規程は、令和7年4月1日から施行する。